

# 府市連携で行っている基本方針や計画策定等の現状等

---

## 【参考資料編】

副首都推進局

# 目次

参考資料1 府市連携で行っている基本方針や計画策定等の現状 ..... 1頁

参考資料2 地方自治法の事務の共同処理制度 ..... 19頁

- 本参考資料は、府市一体化、広域一元化に向け、施策分野や施策プロセスの対象を検討するにあたり、現在府市が連携して行っている主な広域的施策について、「基本方針のとりまとめ」段階や「計画策定」段階、「事業実施」段階のステージに分け、府市のかかわりや決定プロセス等を副首都推進局において図示化したもの。

# ■ 広域事務の整理(イメージ)

※ 特別区制度の中で、主に「広域的事務」に  
仕分けられた事務を対象に整理  
点線は、H28.5以降に生じた事務

## 【施策分野】

## 【主な事業】

大阪の成長

産業・市場  
都市魅力

成長分野の企業支援  
融資制度  
観光・文化・スポーツ振興

都市の発展

まちづくり  
都市基盤整備  
環境

グランドデザイン  
都市計画  
広域交通基盤整備  
エネルギー政策

安全・安心

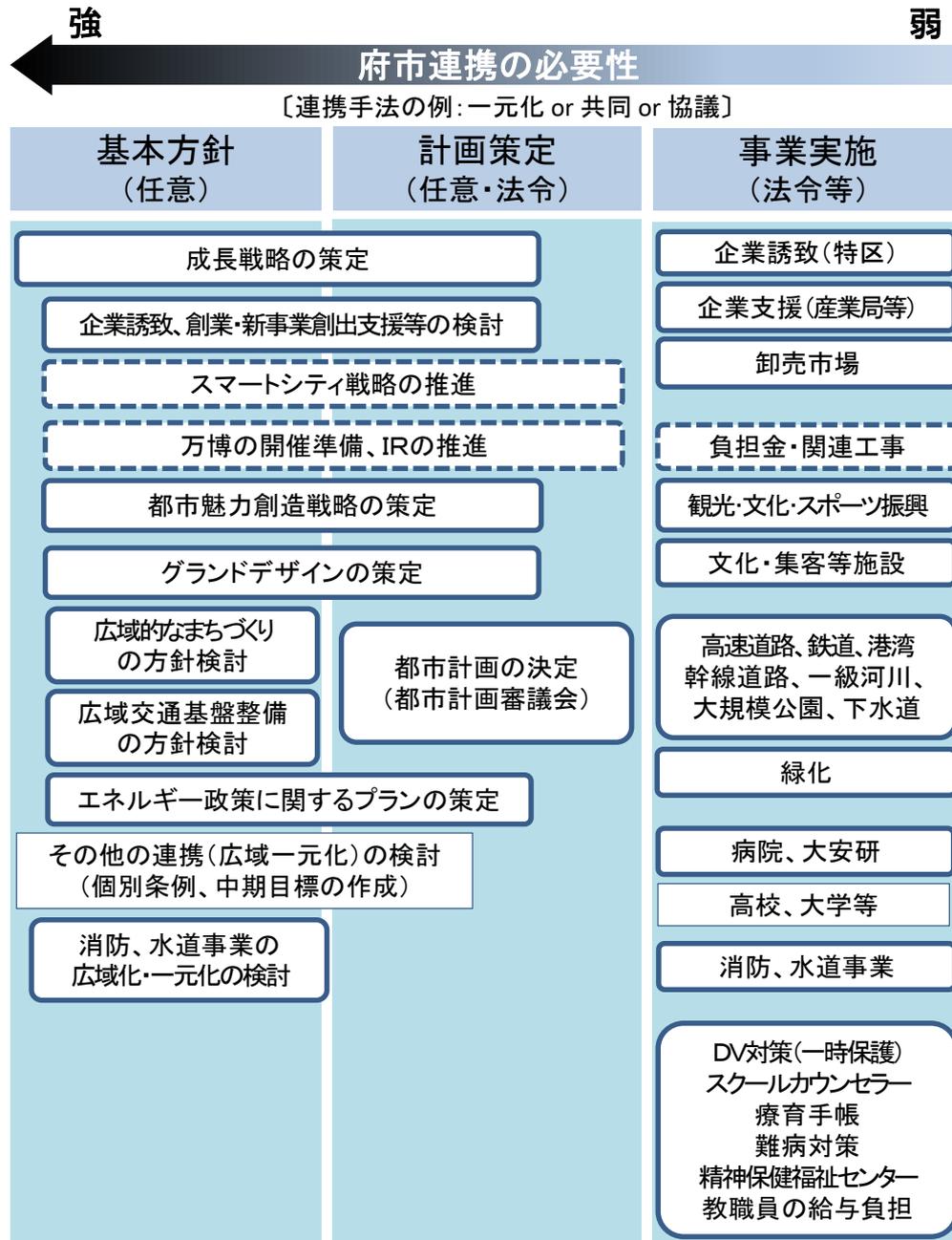
消防・防災

消防・防災

その他の  
身近な事務

住民生活  
子ども  
福祉  
健康・保健  
教育

DV対策(一時保護)  
スクールカウンセラー  
療育手帳  
難病対策  
精神保健福祉センター  
教職員の給与負担



## ■ 本資料で整理・検討を行った主な分野

### 大阪の成長

- 1-① 大阪の成長戦略
- 1-② スマートシティ戦略
- 1-③ 産業振興(企業支援等)
- 1-④ 企業誘致(総合特区)
- 1-⑤ 都市魅力創造戦略
- 1-⑥ 文化振興計画
- 1-⑦ エネルギー政策
- 1-⑧ 万博開催準備
- 1-⑨ IRの推進

### 都市の発展

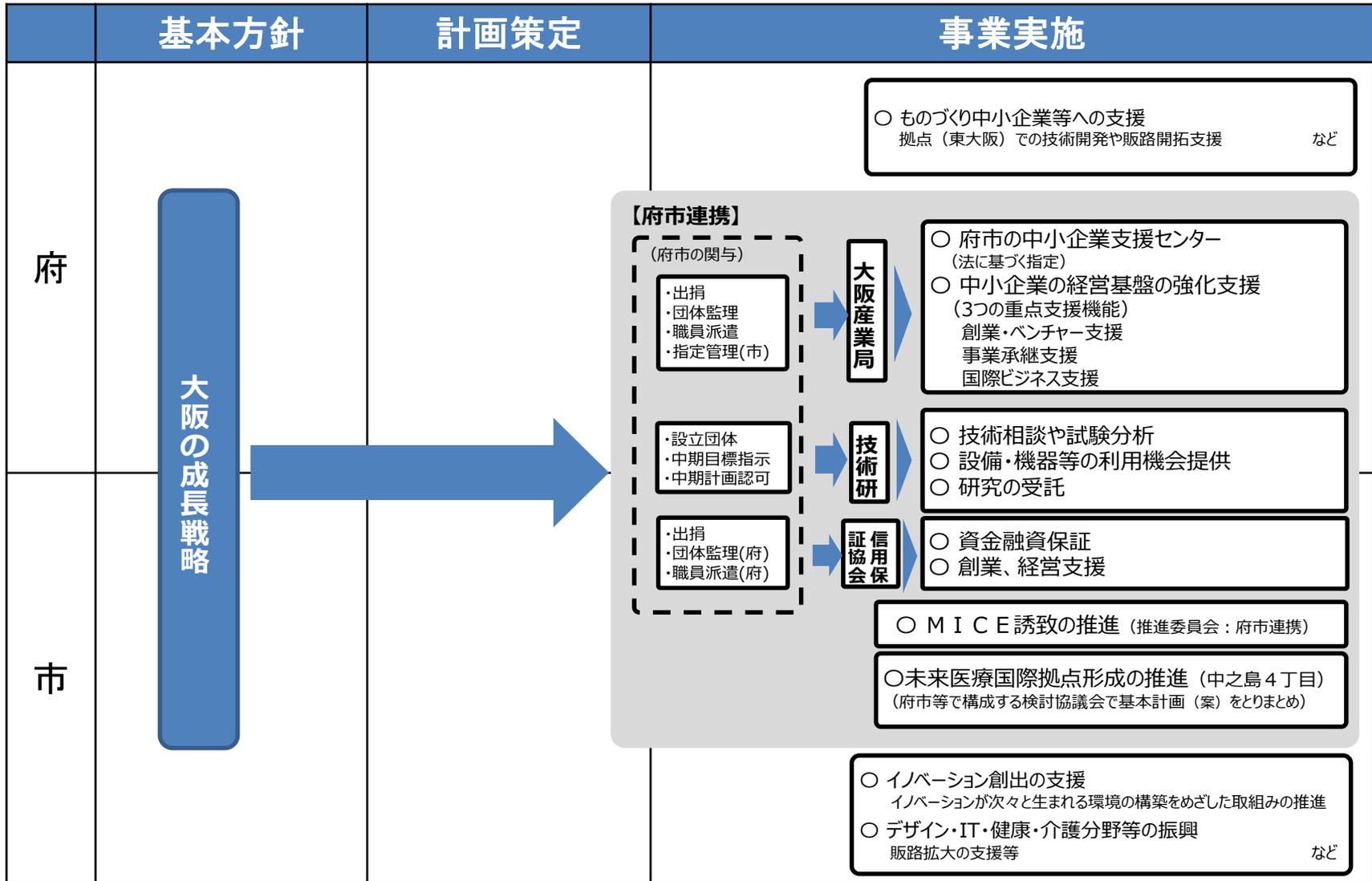
- 2-① グランドデザイン・大阪
- 2-② 広域的なまちづくり(うめきた2期)
- 2-③ 広域的なまちづくり(大阪城東部地区)
- 2-④ 広域的なまちづくり(新大阪駅周辺)
- 2-⑤ 広域交通基盤の整備(なにわ筋線)
- 2-⑥ 広域交通基盤の整備(淀川左岸線延伸部)

		基本方針	計画策定	事業実施
府	副首都ビジョン	<p>大阪の成長戦略（府独自） 【2010(H22).12策定】 (政策企画部企画室)</p>	<p>「大阪の成長戦略」における短期・中期の具体的な取組の方向性に基づき、集客力強化、人材育成、産業・技術の強化、インフラの活用、都市の再生など、成長をけん引する分野ごとに各施策にて実施</p>	
市		<p>【府市連携】 大阪府・市共通の戦略</p> <p><b>大阪の成長戦略</b> 【2013(H25).1策定】 →以後、数次改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成長に向けた課題、現状分析</li> <li>新たに重点化を図る分野</li> <li>大阪・関西がめざすべき姿</li> <li>成長目標 など</li> </ul> <p>※今年度予定していた「大阪の成長戦略」の改訂に代わり、コロナの感染拡大による大阪経済や府民生活への影響を踏まえ、「大阪の再生・成長に向けた新戦略」を策定（R2.12）。概ね大阪・関西万博が開催されるまでの間は、新戦略に基づき施策を実施。コロナの終息状況等を踏まえ、時期等を見極めたうえで、改めて「大阪の成長戦略」を策定。</p>		

# 1 - ② スマートシティ戦略

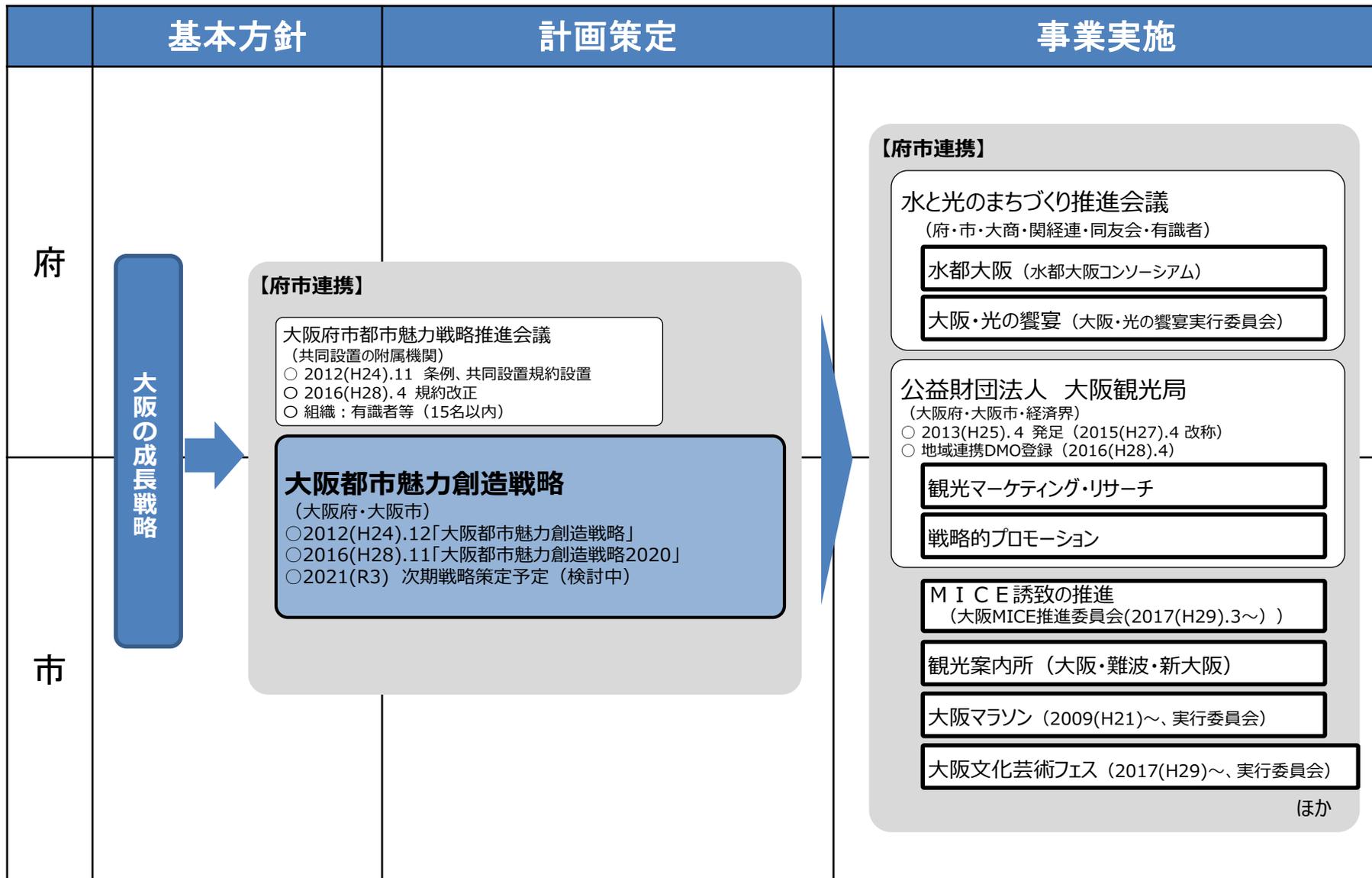
	基本方針	計画策定	事業実施
府	<p>大阪府スマートシティ推進本部会議</p> <p>○2020(R2)要綱設置 ○組織 知事、副知事、教育長、危機管理監、各部長、警察本部総務部長</p>		<p>○スマートシティテーマの普及（モビリティ、ヘルスデータ等） ○市町村のICT化支援 ○スマートシティ戦略推進補助金 ○スマートシティパートナーズフォーラム ○新型コロナ対応（SWATチーム） ◎行政手続きのオンライン化 ◎オープンデータの取組 ◎職員の働き方改革の取組</p>
市	<p>大阪の成長戦略</p> <p>【府市連携】</p> <p>大阪スマートシティ戦略会議（要綱設置） 〔R1設置（要綱設置）〕</p> <p>府 知事、副知事、スマートシティ戦略部、関係部局</p> <p>市 市長、副市長、ICT戦略室、関係部局</p>	<p>大阪府・市共通の戦略</p> <p><b>大阪スマートシティ戦略</b> 【2020(R2).3策定】</p> <p>・なぜスマートシティをめざすのか ・どのように取り組むか ・何に取り組むか ・府域での展開イメージ ・誰が取り組むか など</p>	<p>【府市連携】</p> <p>大阪公立大学との連携 スーパーシティ構想の提案</p>
		<p>大阪市ICT戦略本部会議</p> <p>○2016(H28)規程設置 ○組織 市長、副市長、関係局長、関係区長</p>	<p>大阪市ICT戦略（市独自） 【2016(H28).3策定】 →H30二次改訂（ICT戦略室）</p>

◎ 府市共通課題としてそれぞれにおいて実施

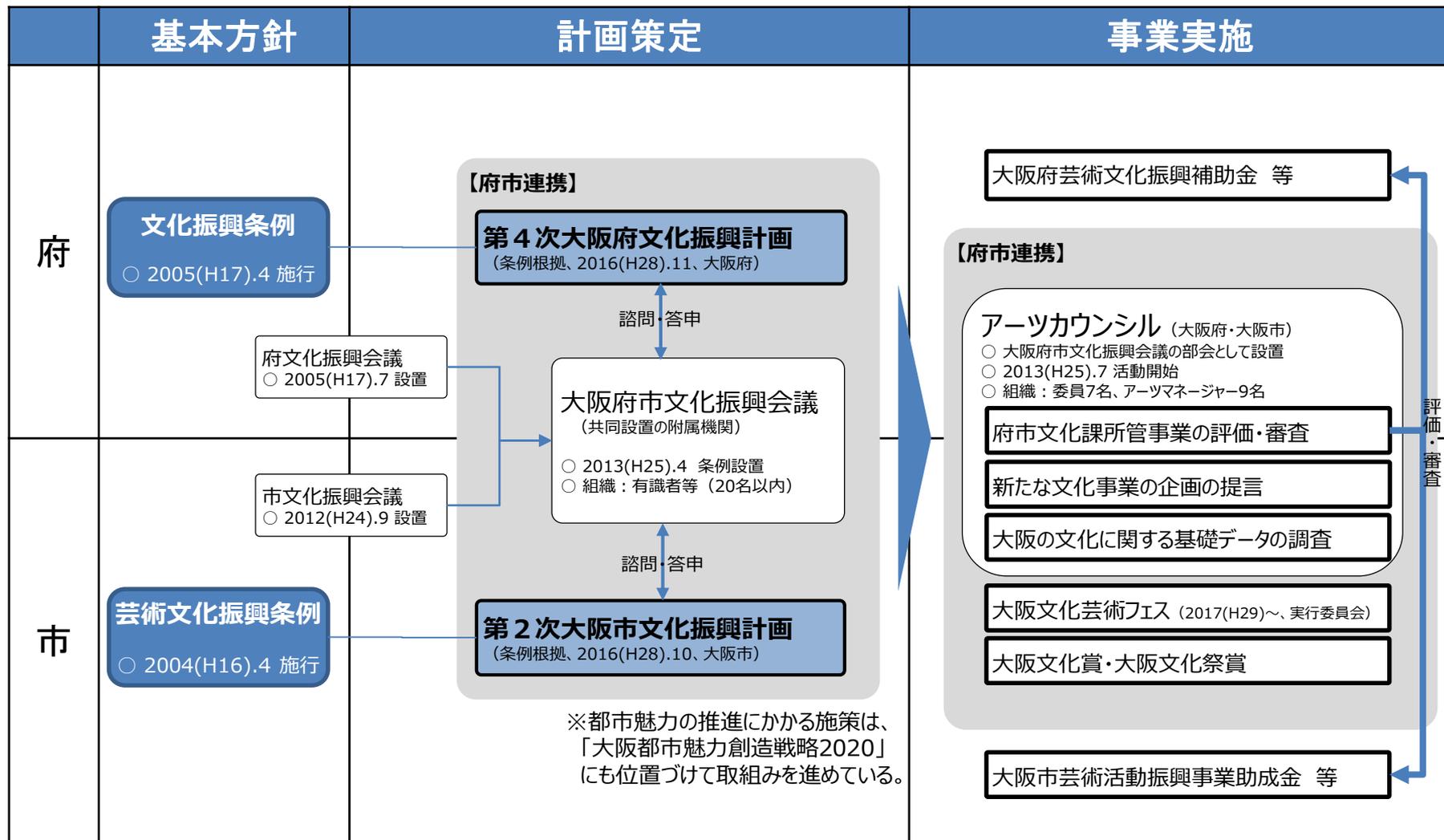


# 1 - ④ 企業誘致（総合特区）

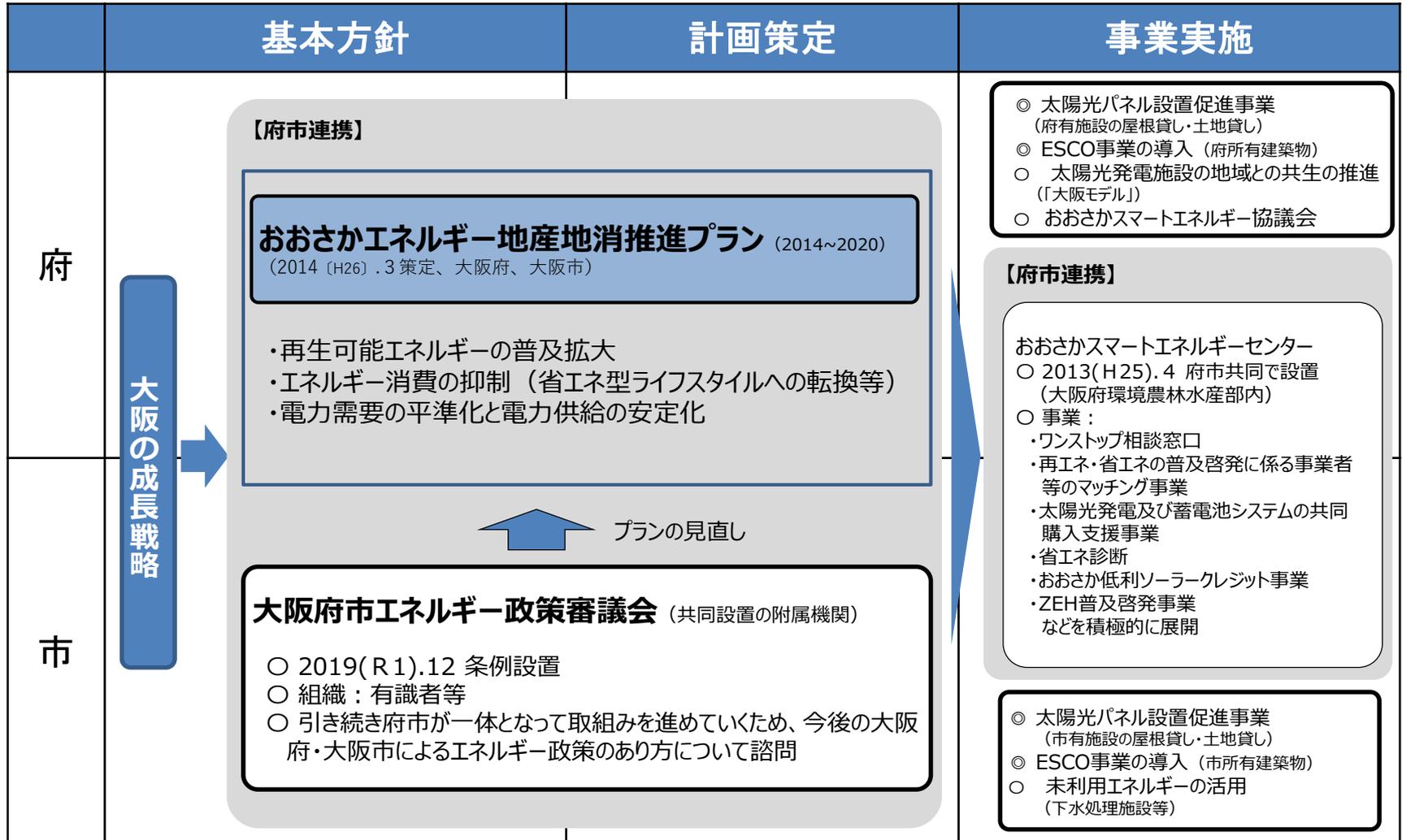
	基本方針	計画策定	事業実施
府	<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <b>大阪の成長戦略</b> </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d3d3d3; padding: 10px;"> <p><b>【府市連携】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>関西国際戦略総合特別区域地域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2011(H23).9 法設置</li> <li>○ 組織：関係地方公共団体、事業実施者等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> <p><b>関西イノベーション国際戦略総合特区</b>                      (2011(H23).12、6府県市(京都府・大阪府・兵庫県、京都市・大阪市・神戸市)において区域指定)</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d3d3d3; padding: 10px;"> <p><b>【府市連携】</b></p> <p>総合特区における国（※）、府、市の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府市の支援：課税の特例                      (地方税：法人府民税、法人事業税、不動産取得税、法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税)                      プロモーション活動（セミナー、企業訪問）</li> </ul> <p><b>大阪駅周辺地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○イノベーション創出事業                      (大型ホールを活用した事業機会の創出を促進するイベント誘致)                      (最先端技術や研究シーズ成果の展示・ワークショップ・産学官交流等多様な情報発達・人材交流)                      《税制》《金融》</li> </ul> <p><b>夢洲・咲洲地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世界No.1のバッテリー-スパ-クラスターの中核拠点の形成                      (安全性に優れ小型化が可能な二次電池（溶融塩電池）の開発) 《税制》《金融》</li> <li>○医薬品の研究開発促進                      (新しいタイプの医薬品（ペプチド医薬品）の研究開発促進等)                      《税制》《金融》</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※国の支援：規制の特例措置、税制（法人税）支援、金融支援（利子補給制度）等の措置</p> </div> </div>
市			



# 1-⑥ 文化振興計画

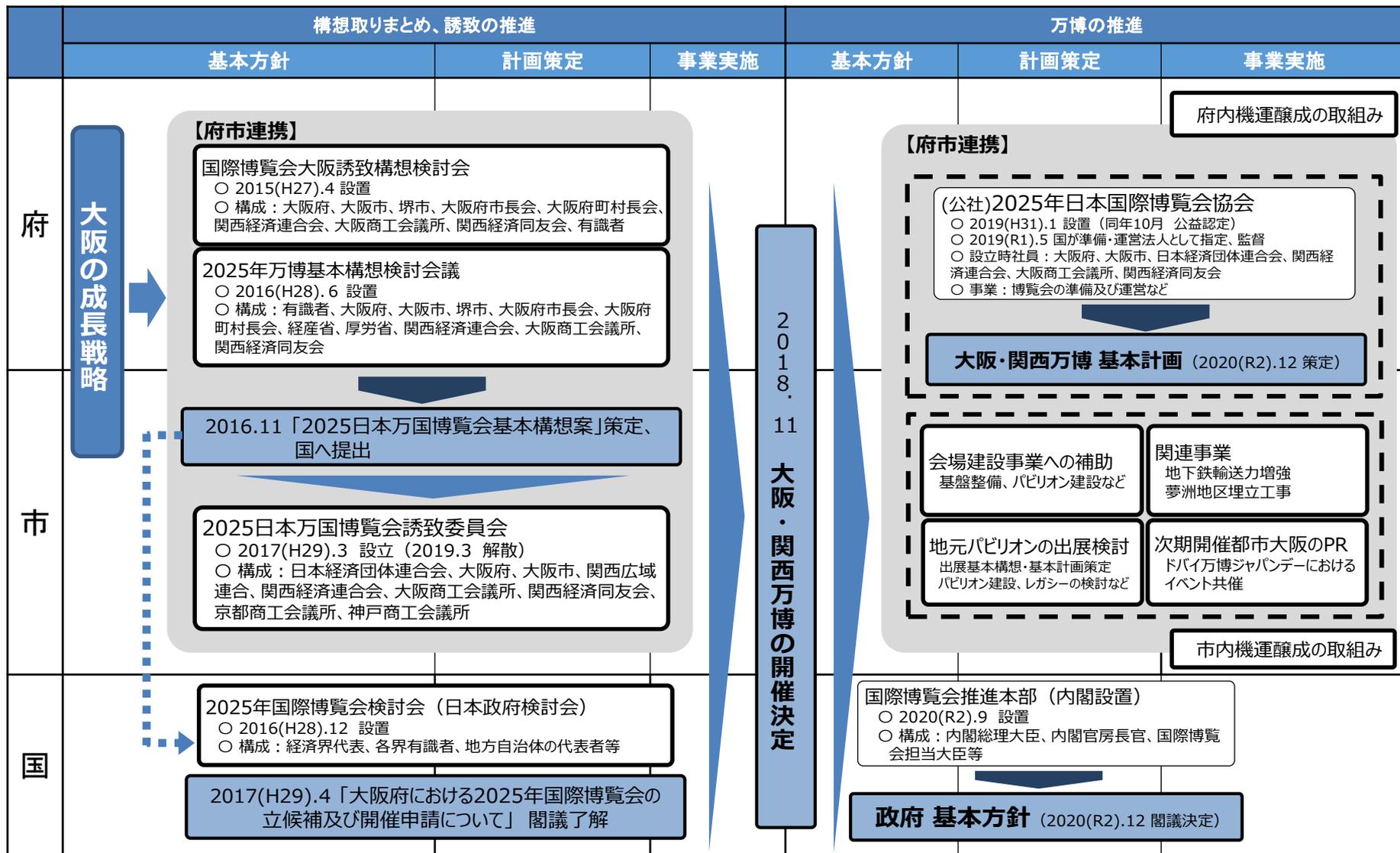


## 1-⑦ エネルギー政策

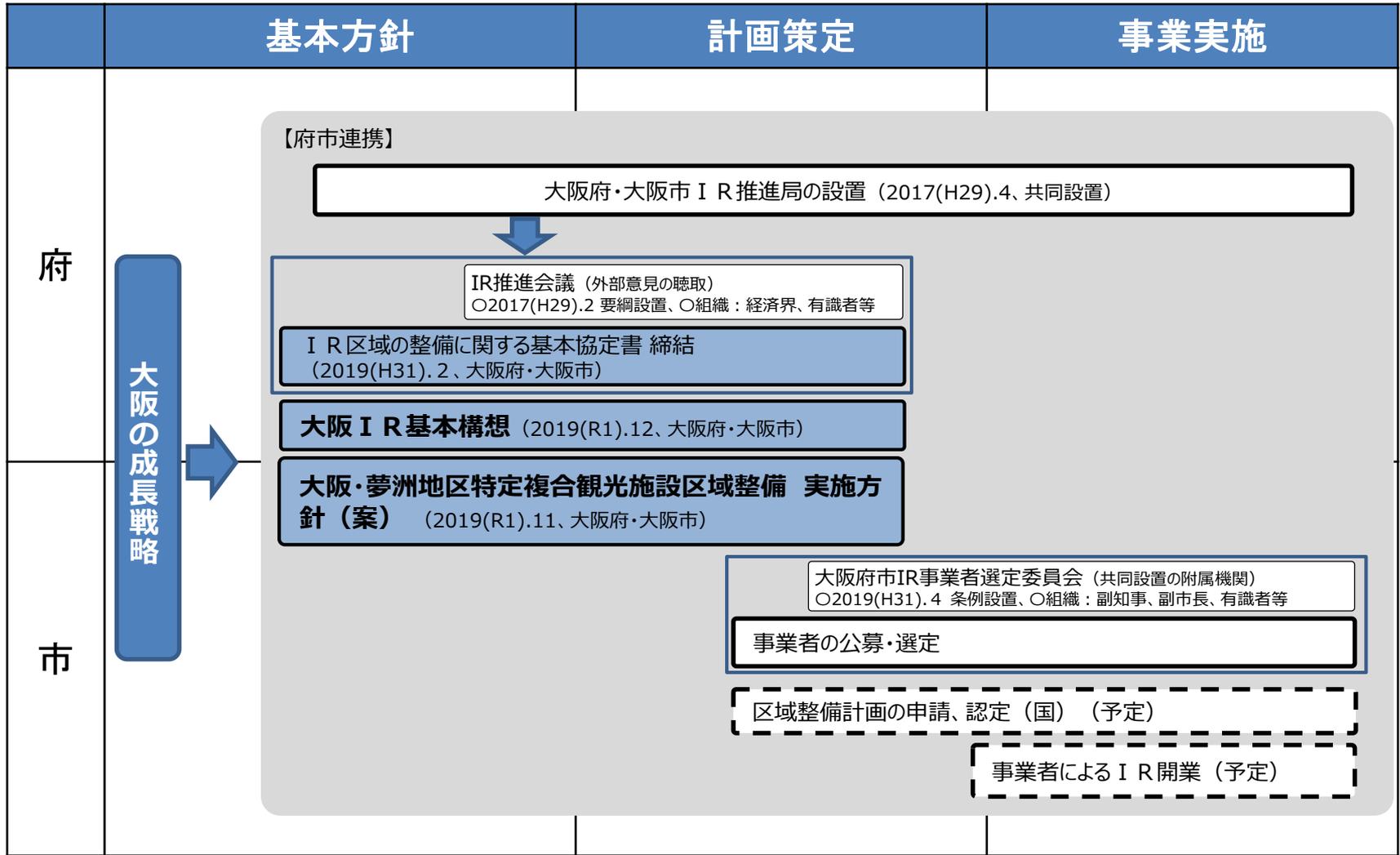


◎ 府市共通課題としてそれぞれにおいて実施

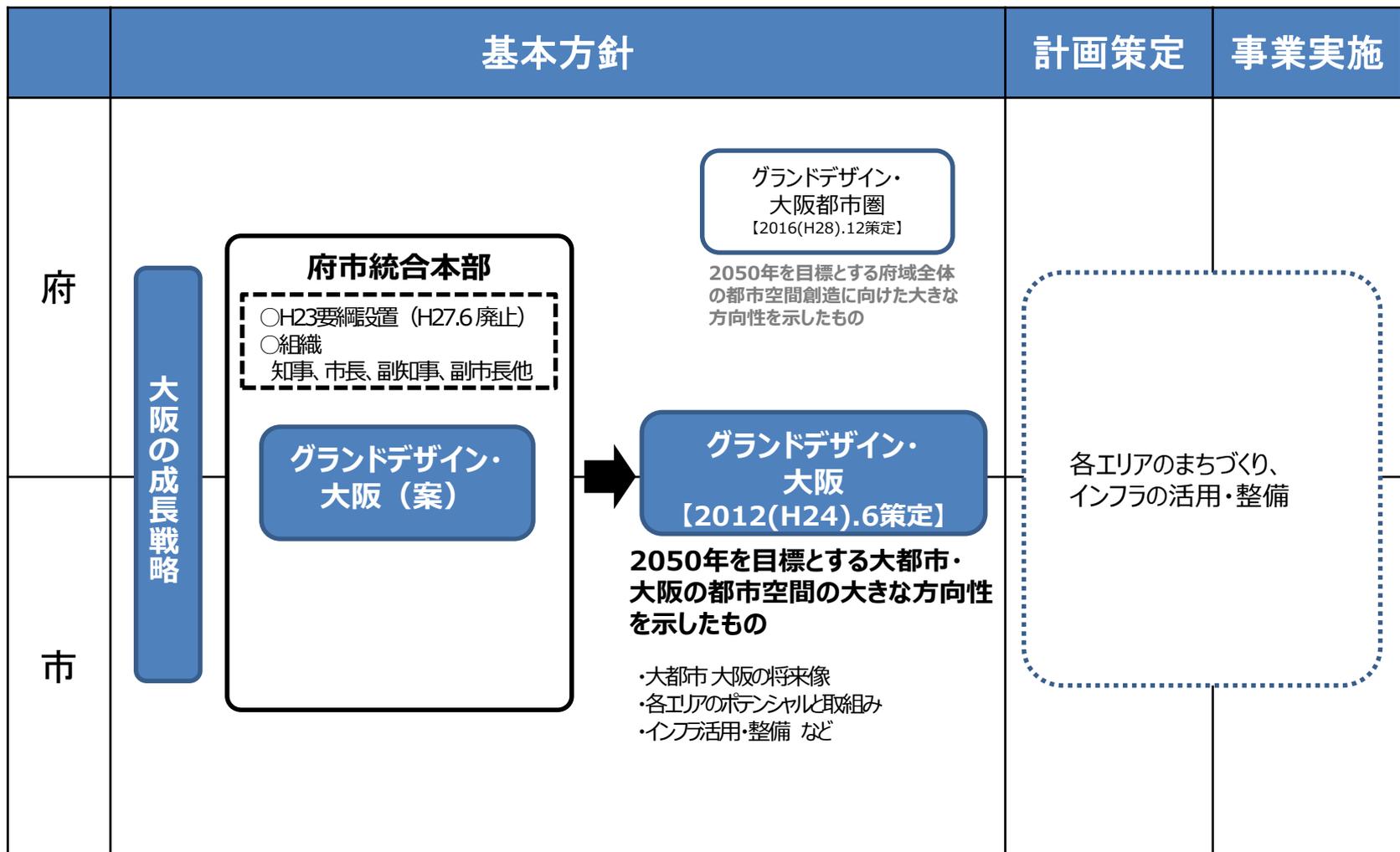
# 1-⑧ 万博開催準備



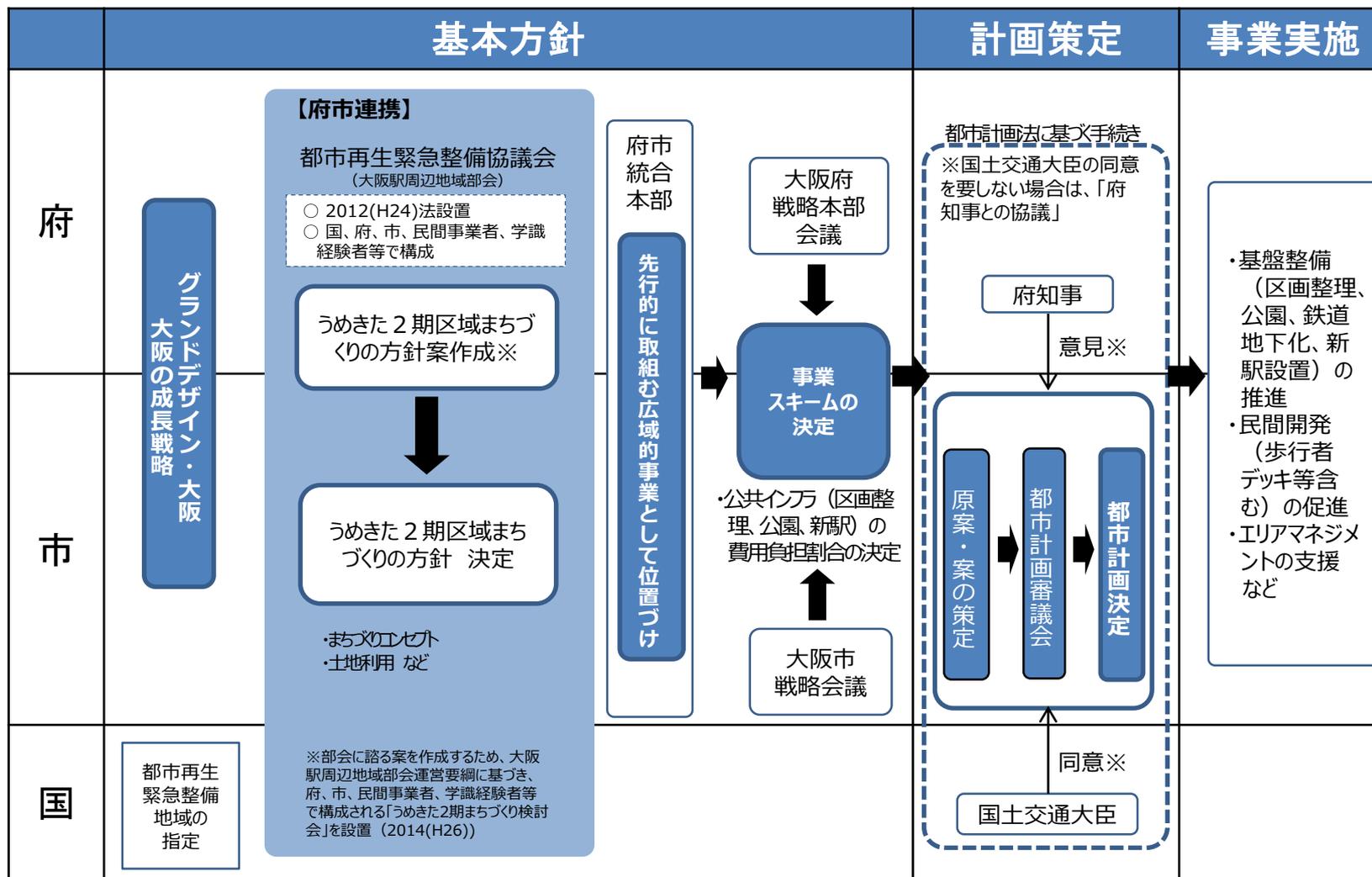
## 1-⑨ I Rの推進



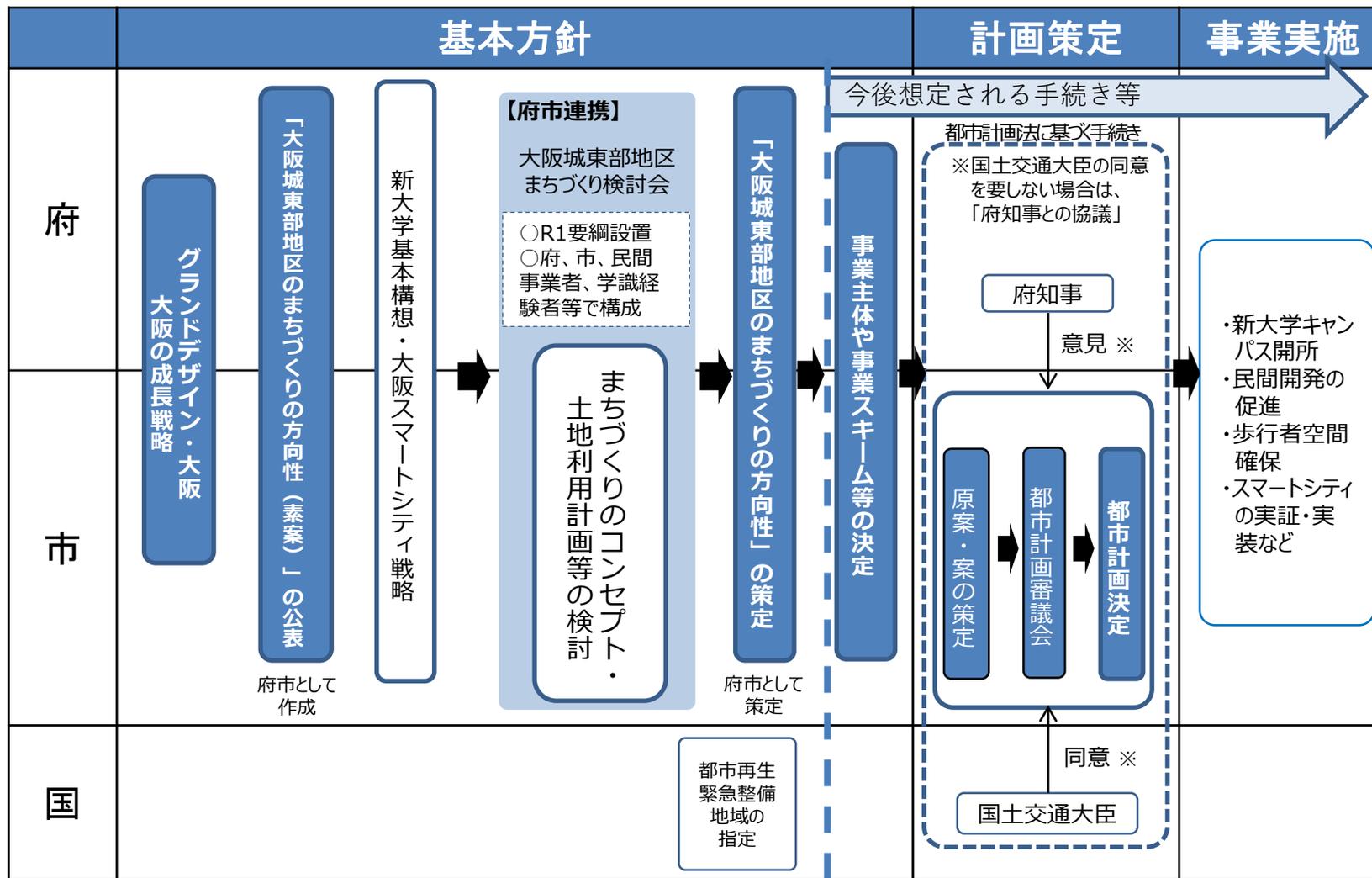
## 2 - ① グランドデザイン・大阪



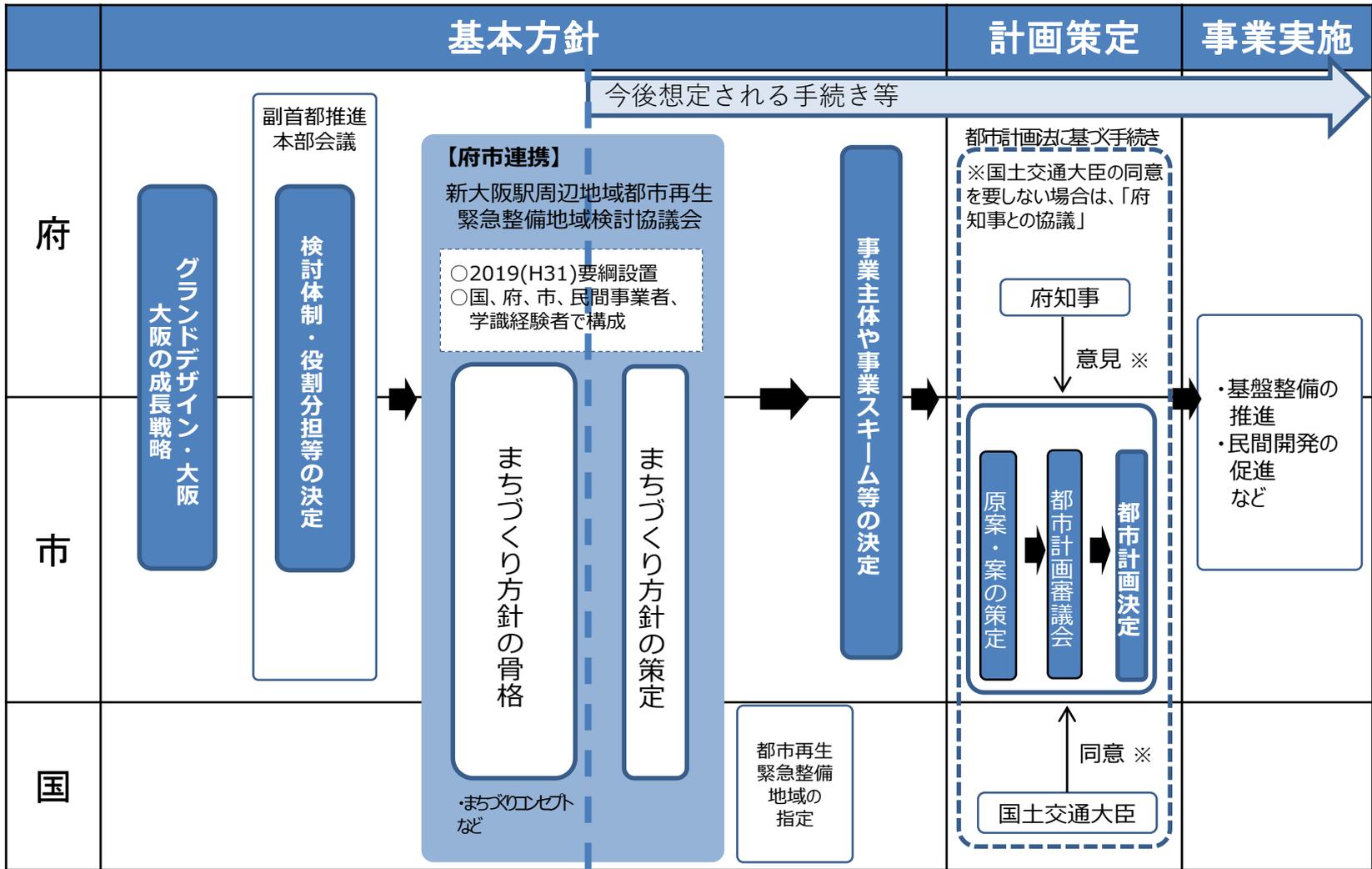
## 2-② 広域的なまちづくり（うめきた2期）



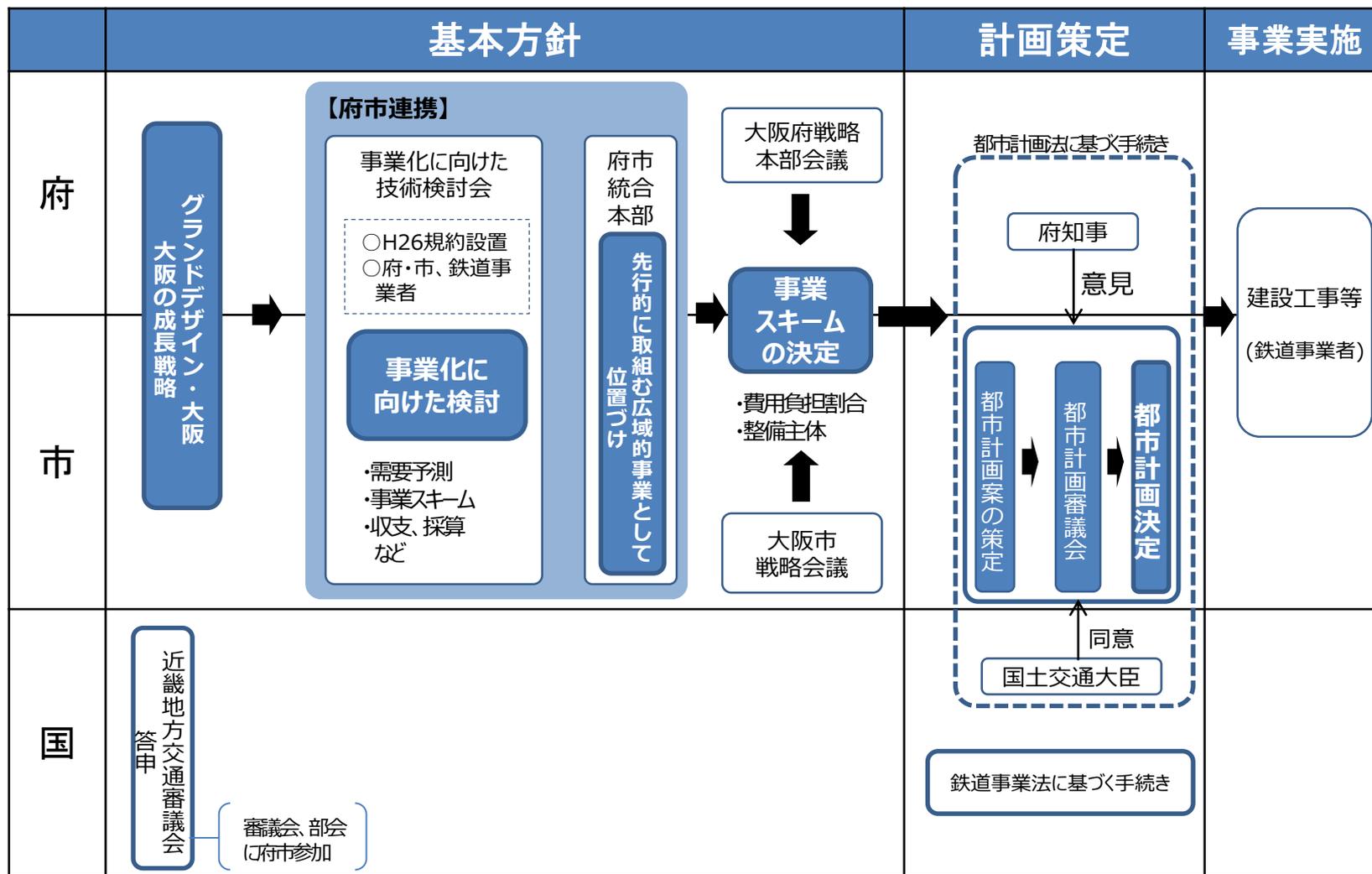
## 2 - ③ 広域的なまちづくり（大阪城東部地区）



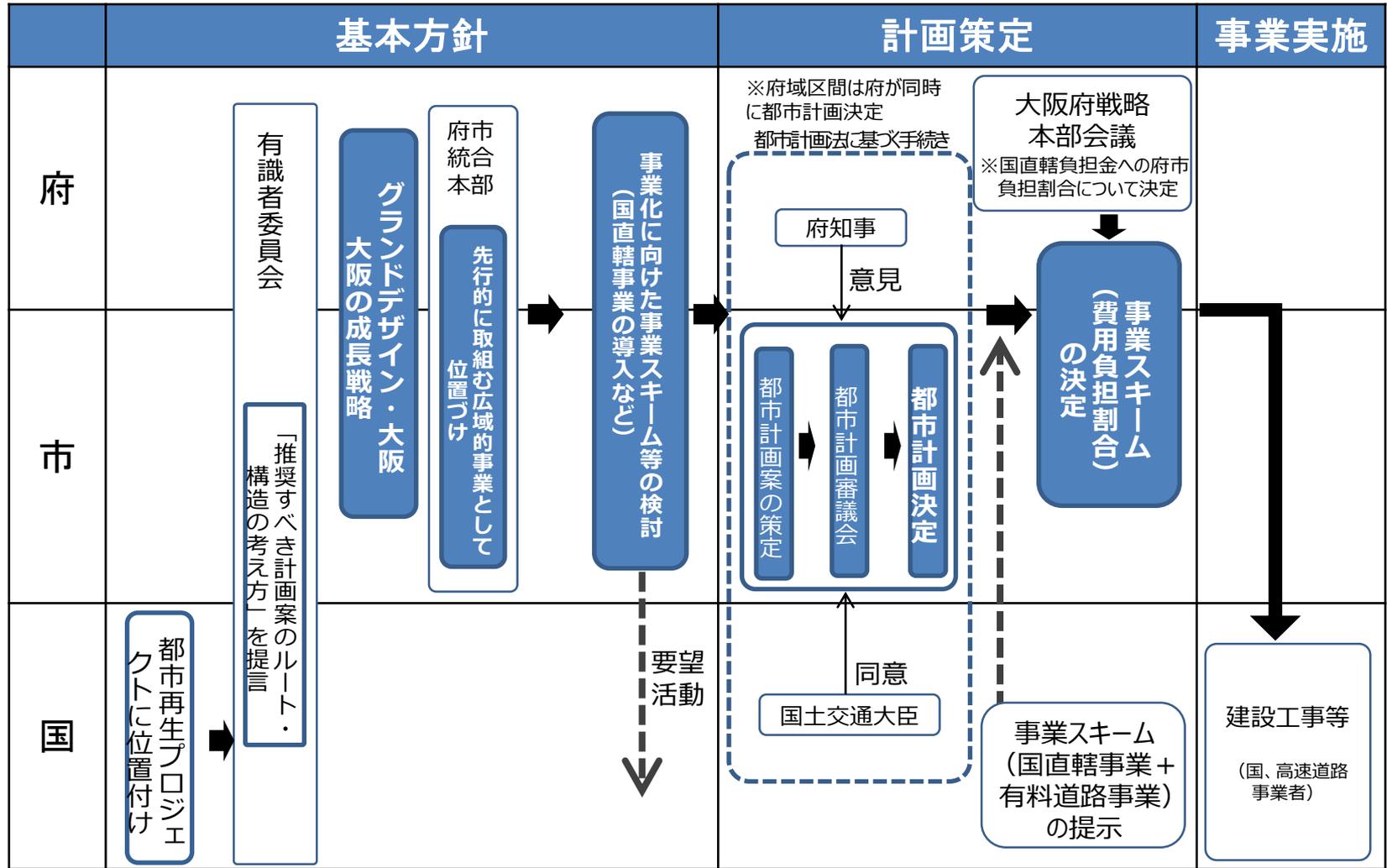
2 - ④ 広域的なまちづくり (新大阪駅周辺)



## 2 - ⑤ 広域交通基盤の整備（なにわ筋線）



## 2 - ⑥ 広域交通基盤の整備 (淀川左岸線延伸部)



# 参考資料 2 地方自治法の事務の共同処理制度

共同処理制度	制度の概要	管理・執行権限と法令上の責任の所在	
法人の設立を要しない	<b>連携協約</b> (法252の2)	○ 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度	
	<b>協議会</b> (法252の2の2～)	○ 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度 ○ 各構成団体の長等の名において事務を管理執行	それぞれの団体 (実務は協議会が担う)
	<b>機関等の共同設置</b> (法252の7～)	○ 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度 ○ 各団体共通の機関等としての性格を有し、管理執行効果はそれぞれの団体に帰属	それぞれの団体 (指揮命令は一元化できる)
	<b>事務の委託</b> (法252の14～)	○ 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度 ○ 受託団体は、受託事務を自己の事務として処理 ○ 委託した団体は、事務処理権限を失う	受託した団体
	<b>事務の代替執行</b> (法252の16の2～)	○ 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度 ○ 代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る	事務を任せる団体
法人を設立	<b>一部事務組合</b> (法284～)	○ 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体 ○ 構成団体は、事務処理権限を失う	一部事務組合
	<b>広域連合</b> (法284、291の2～)	○ 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体 ○ 国または都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる ○ 首長を直接選挙できる	広域連合
<b>職員の派遣</b> (法252の17)	○ 地方公共団体相互の協力援助に関する措置としての制度		

出典：総務省ホームページ及び第32次地方制度調査会第34回専門小員会配布資料から副首都推進局で作成

# ◆ 主な個別の制度概要 (機関等の共同設置)

出典：総務省HP

## 機関等の共同設置の制度概要

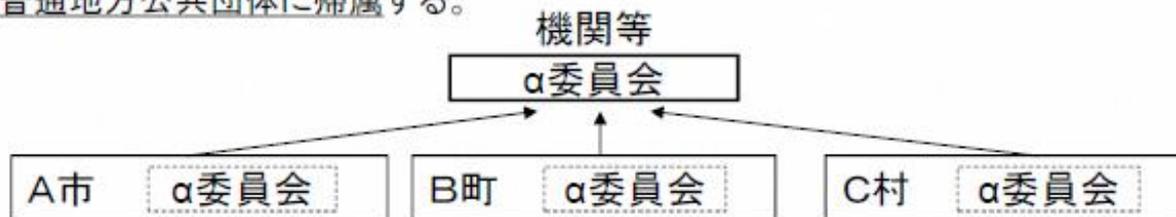
### ① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

### ② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



※ 地方自治法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。

### ③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

### ④ 制度活用実績

(平成30年7月1日現在)

設置件数 445件

主な事務 介護区分認定審査127件(28.5%)、公平委員会114件(25.6%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

北上地区介護認定審査会(岩手県)、他

東京都市公平委員会(東京都)、他

長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会(新潟県)、他

※ 機関等の共同設置の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

## 事務の委託の制度概要

### ① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

### ② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



※ 住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。  
市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。

### ③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

### ④ 制度活用実績

(平成30年7月1日現在)

委託件数 6,628件

主な事務 住民票の写し等の交付1,402件(21.2%)、公平委員会1,180件(17.8%)、競艇861件(13.0%)